

福山市資源回収推進団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から出るごみのうち、資源として再生利用できるものを回収し、回収業者に引き渡す資源リサイクル活動を行う（以下「資源回収」という。）団体に対して、市が予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、資源回収活動を奨励し、ごみの減量化を図るとともに、廃棄物処理に対する市民意識を高めるため、福山市資源回収推進団体補助金の交付について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象とする者は、前条の目的を理解し、かつ営利を目的としない市内の団体であって、地域又は住民福祉に寄与するものとし、次のとおりとする。

- (1) 自治会（町内会）
- (2) 女性会
- (3) 子ども会
- (4) PTA・保護者会
- (5) 老人クラブ
- (6) 市内の福祉施設の職員又は当該施設の利用者で構成された団体
- (7) その他市長が適当と認める団体

(補助対象品目)

第3条 補助の対象とする品目は、市内の家庭から出るごみのうち資源として再生利用できる物で次に掲げるものとする。なお、事業系ごみ（店舗や会社など事業所から出るごみ）は、補助の対象外とする。

- (1) 古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック・雑紙類（地券紙、紙管））
- (2) 繊維類
- (3) 金属類（アルミ缶・スチール缶に限る）
- (4) びん類

(活動内容)

第4条 資源回収の活動は、活動場所の地域住民の承諾を得るとともに、疑義が生じない活動方法であるものとする。資源回収による地域との疑義や苦情等が生じた又は生じる懸念があると市が判断したときは、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、資源回収重量1キログラムにつき8円とする。

(補助金の申請)

第6条 資源回収により補助金の交付を受けようとする団体は、資源回収実施後、福山市資源回収推進団体補助金交付申請書（様式第1号）に回収内訳（計算用）及び計量伝票又は仕切書（原本）を添付して、次に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。

（1）4月から9月までに実施したもの 10月31日まで

（2）10月から3月までに実施したもの 3月31日まで

2 初めて補助金の申請を行う場合又は前回申請時から団体の代表者や口座登録等に変更がある場合は、支払相手方登録依頼書及び振込先金融機関の通帳の写しを提出しなければならない。
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、福山市資源回収推進団体補助金交付決定通知書又は福山市資源回収推進団体補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すのもとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳票)

第9条 第6条に定める福山市資源回収推進団体補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年2月10日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。